

南小国町協働型逆境克服チャレンジ支援事業補助金交付要綱をここに定める。

令和2年6月26日

南小国町長 高橋 周二

南小国町告示第19号

南小国町協働型逆境克服チャレンジ支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の全国的な流行に伴い、深刻な影響を受けた地域経済の活性化を図るために、町内又は近隣地域内の複数の事業者が連携・協働して地域のファンを獲得し、獲得したファンの力も借りながら取り組む、逆境を克服するための挑戦を促進することを目的に、予算の範囲内で、協働型逆境克服チャレンジ支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するに際して、南小国町補助金等交付規則（平成19年南小国町規則第3号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次に定めるとおりとする。

- (1) 「町内事業者」とは、町内に主たる店舗又は事務所を設置し、かつ、町内で主たる事業活動を営む法人又は個人をいう。
- (2) 「近隣地域事業者」とは、町内事業者以外の者で、小国町、産山村又は本町に主たる店舗又は事務所を設置し、かつ、小国町、産山村又は本町で主たる事業活動を営む法人又は個人をいう。
- (3) 「施設整備」とは、建物等の構造物の新築、増築、改修及び取得をいう。
- (4) 「備品」とは、性質若しくは形状を変更することなく比較的長期間の使用に耐える物品又は長期間にわたり保存すべき物品であって、1品の取得価格が3万円以上のものをいう。

(補助事業者)

第3条 この要綱により補助金を受けることができる者（以下「補助事業者」という。）は、5者以上の事業者で構成する団体又は共同体（以下「団体等」という。）とし、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 団体等の構成員の、過半数を町内事業者が占めること。

- (2) 団体等の構成員の十分の九以上を町内事業者又は近隣地域事業者が占めること。
- (3) 団体等の代表者を町内事業者が務めること。
- (4) 補助対象事業を着実に実施できる事務及び組織体制があること。
- (5) 宗教活動又は政治活動を目的とした団体等ではないこと。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及びこれに類する事業を行っていないこと。
- (7) 団体等の構成員の事業主、法人の代表者、役員、使用人及びその他の従業員が、暴力団員等（熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者をいう。）に該当する者でないこと。
- (8) 団体等の構成員が過去5年間に重大な法令違反がないこと。

2 前項の規定に関わらず、町長が公益上の理由により適当でないと認める者は補助事業者とはしない。

（補助対象事業）

第4条 補助対象事業は、補助事業者による逆境を克服するための新たな事業とし、次に掲げる全ての要件に該当する事業に対して補助を行うものとする。

- (1) 複数の事業者が連携・協働して取り組む、地域経済の活性化を図る事業であること。
- (2) 地域資源や地域の特性を生かし、地域のファンを獲得しながら推進する事業であること。
- (3) 補助事業者が自ら計画し、実施する事業であること。ただし、高度な専門性が必要であるなどの合理的な理由がある場合はこの限りではない。
- (4) 国、県又はこれらの関係団体からの補助金及び南小国町から他の補助金の交付を受けない事業であること。

2 前項に掲げた補助事業の要件に限らず、町長が特に必要と認めるものについてはこの限りではない。

（補助対象経費）

第5条 補助対象経費は、別表1に定める補助事業に要する経費とする。ただし、次の各号に掲げるものは補助対象経費としない。

- (1) 団体等の組織又は施設の運営に要する経費

- (2) 飲食に要する経費
- (3) 出資、出えん又は貸付に要する経費
- (4) 土地の取得、賃借又は補償に要する経費
- (5) 施設整備又は備品等の取得に要する経費
- (6) その他町長が不適切と認める経費

2 前項に掲げるものの他、補助対象事業に係る入場料、出展料、参加料等の事業収入がある場合は、補助対象経費から控除するものとする。

(補助率及び補助最高限度額)

第6条 補助率は、補助対象経費の80%以内とし、最高限度額は200万円とする。

(補助金額)

第7条 補助金額の算出の方法は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額の合計とする。

ただし、算出した補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする補助事業者の代表者は、南小国町協働型逆境克服チャレンジ支援事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 構成員名簿
- (3) 事業スケジュール
- (4) 収支予算書
- (5) 個人情報提供に関する同意書
- (6) その他町長が必要と認める書類

(審査委員会の設置)

第9条 前条の規定により補助金交付申請書の提出があつた補助対象事業の内容について審査をするために、審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、各課長及び教育委員会事務局長をもって構成する。
- 3 委員会に会長を置き、まちづくり課長をもって充てる。
- 4 委員会は、会長が主催し、事業内容等については学識経験者の意見又は補助事業者等の説明を求めることができる。

5 委員会は、補助金の交付の適否等について審査し、町長に意見を述べることができる。
(交付決定)

第10条 町長は、委員会の意見を聴いて、補助金の交付を必要と認めるときは、その内容を南小国町協働型逆境克服チャレンジ支援事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により補助事業者の代表者に通知するものとする。

(補助事業の内容等の変更及び承認)

第11条 補助事業者の代表者は、前条の規定による通知を受けた後、補助事業の内容等について変更すべき事由が生じ、補助対象事業の主要部分の変更又は補助対象経費の30%以上の増減が発生した場合は、南小国町協働型逆境克服チャレンジ支援事業補助金変更承認申請書（第3号様式）に当該変更に係る書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定により補助金変更承認申請書の提出があった場合、当該申請に係る変更の内容等が適正であると認めるときは、それを承認することができる。この場合において、補助金の交付決定額の変更が伴うときは、予算の範囲内において、南小国町協働型逆境克服チャレンジ支援事業補助金変更承認通知書（第4号様式）により、補助金の額に変更が生じないときは、南小国町協働型逆境克服チャレンジ支援事業補助金事業計画変更承認通知書（第5号様式）により補助金等の変更の承認を通知する。

(補助事業の中止)

第12条 補助事業者の代表者は、補助事業内容を遂行できなくなったときは、南小国町協働型逆境克服チャレンジ支援事業補助金事業中止届（第6号様式）を町長に提出しなければならない。

(随時検査等)

第13条 町長は、当該補助事業及び補助金の使途について、補助事業者に対し随時に書類の提出を求め、又は指定する職員に必要な検査若しくは指示をさせることができる。

(実績報告)

第14条 補助事業者の代表者は、補助対象事業完了の日から起算して30日を経過した日又は交付決定のあった日の属する年度の3月19日のいずれか早い期日までに、南小国町協働型逆境克服チャレンジ支援事業補助金事業実績報告書（第7号様式）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 事業実施内容報告書

- (2) 収支精算書及び証拠書類
- (3) 補助事業の実施状況を確認できる写真
- (4) 営業許可証の写し（許認可を必要とする事業で、交付申請時に許認可を取得していない場合に限る。）
- (5) その他町長が必要と認める書類
(補助金額確定)

第15条 町長は、前条の規定による実績報告を受けた後、その内容を審査し、補助金の額を確定したときは、南小国町協働型逆境克服チャレンジ支援事業補助金交付確定通知書（第8号様式）により補助事業者の代表者に通知するものとする。

(補助金の請求等)

第16条 補助事業者の代表者は、前条の確定通知を受け、補助金の請求をしようとするときは、南小国町協働型逆境克服チャレンジ支援事業補助金交付請求書（第9号様式）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の取消し)

第17条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助対象事業の全部又は一部を遂行できなかったとき。
- (2) 第3条第1項又は第4条第1項の要件に該当しなくなったとき。
- (3) 第12条の補助金事業中止届が提出されたとき。
- (4) 第14条の期日までに事業実績報告書が提出されなかったとき。

2 町長は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、南小国町協働型逆境克服チャレンジ支援事業補助金取消通知書（第10号様式）により補助事業者の代表者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第18条 町長は、補助事業者が不正な手段により補助金の交付を受けた事実が判明したときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

2 町長は、前項の規定により補助金の返還を命じるときは、期日を定めて南小国町協働型逆境克服チャレンジ支援事業補助金返還通知書（第11号様式）によりその返還を命じなければならない。

3 補助事業者は、補助金の返還を命じられたときは、指定された期日までに返還しなければならない。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年6月26日から施行する。